

令和5年12月8日

令和5年第12回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年12月8日 13時30分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎
9番	中尾 正浩	10番	黒崎 友美	11番	塚田 由美子
12番	原田 孝親	14番	藤村 浩司	15番	刀祢明 薫
16番	森川 稔己	17番	清弘 進	18番	梅川 仁樹

3 本日の総会に欠席した委員

7番	上尾 家隆	8番	藤本 哲	13番	林 聖文
----	-------	----	------	-----	------

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

次 長	後 詳子	事務局	木村 吉秀
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	金子 健太郎
周東支所	沖田 史典	錦支所	香西 和久
美和支所	田村 尚巳		

5 会長は午後13時30分、委員総数18名の内15名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

10番	黒崎 友美	11番	塚田 由美子
-----	-------	-----	--------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による事業計画の変更の承認について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について

- 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 3 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 4 農地法第5条の規定による許可処分取消について
- 5 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 農地所有適格法人報告書の提出について
- 7 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第12回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、15名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、10番黒崎 友美委員と11番 塚田 由美子委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

「議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、156㎡ほか1筆で、合計314㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 10 番

追加説明をいたします。申請地は岩国市小瀬出張所から北へ370mに位置している土地です。譲渡人は、高齢のため農地を手放したいと考えていたこと、譲受人が見つかったため譲り渡すこととしたものです。

譲受人は車で10分程度の場所に居住しており、申請地より徒歩2分の親戚の駐車場を借りて通作することです。この度、新たに農地を取得して季節の野菜や果樹を作付けする予定です。耕運機、草刈機を一台ずつ保有しており、保管場所も確保しています。

11月20日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、804㎡ほか、7筆で、合計8,030㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

追加説明します。申請地は、周東総合支所日向より西へ約2.65kmに位置する農地です。譲渡人は遠方に居住しているため、当該農地を将来にわたって耕作する見込みがないので、安心できる譲受人に譲ることにいたしました。譲受人は、経営規模拡大及び農地保全のためにも今年度より諸事情で前耕作者から依頼を受け耕作を引き継いだ経緯もあり譲り受けることにいたしました。譲受人は、今できる農地の荒廃を防ぎたいとの思いで農業者が減少する中で荒廃地を防ぐために地域内の出来る者が率先して農地を守っていくしかないとの思いで頑張っておられます。

11月22日支所担当職員と調査項目に従って現地調査を致しましたが、何の問題もないと思います。どうかご審議よろしくをお願いします。

第 18 番

■は、すべて農地ですか。

第 17 番

畑を作っておられたのですが、今、ちょっと荒れています。家も続きになっている状態です。

第 18 番

家は建っている？

第 17 番

倉庫が建っています。

議 長

今、説明がありましたけども、■につきましては、図面・写真を見る限り倉庫等二棟建っていることが確認されますので、再調査をお願いしたいと思いますがいかがですか。

(異議なし)

それでは、■を除いて何かご質問はありませんか。

(なし)

それでは、■以外の7筆につきましては許可することを決定します。次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、533㎡ほか1筆で、合計933㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 17 番

それでは、追加説明をいたします。申請地は、周東総合支所より西へ約

3.01 kmのところのところに位置する農地です。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、遠方に居住していて今後も耕作することができないため、譲ることになりました。譲受人は、この農地は利便性もよく経営規模拡大するには適した土地であるため取得することにしました。草刈り等管理されておりすぐにでも耕作開始できるようになっています。

11月22日支所担当職員と調査項目にしたがって現地を調査しましたが、何ら問題ないと思われま。どうかご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござひますか。
(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。
次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：田、現況：田および畑。面積は、322㎡ほか1筆で、合計1,360㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしてあります。では、担当の清弘委員さん、追加説明をお願いします。

第 17 番

はい、それでは追加説明いたします。申請地は、周東総合支所日向より西へ約5.46kmに位置する農地です。譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、仕事が繁多なため農地の管理ができないので以前から利用権を設定して譲受人に耕作をしていただひています。今後、当該農地の作業をする予定がないことから、譲受人にお話をしたところ農地を引き取っていただくことになりました。

譲受人は、譲渡人から農地を借りて農業しながら管理をしていたところ譲渡人から農地を譲りたいと申し出があり応じることにしました。引き続き水稲と野菜を作付けして農地を管理する予定です。11月22日支所担当職員と調査に行き、調査項目に従って現地調査をいたしましたが何ら問題なく許可相当と判断しました。どうかご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござひますか。
(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。
次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、214㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしてあります。では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 18 番

申請地は、錦総合支所から北東 2.14 kmのところにあります。譲渡人と譲受人は親戚の関係です。譲受人は来年 2 月に退職し錦町に帰郷。譲渡人は遠方に居住し高齢でもあるため、譲渡人の宅地・建物を含め申請地を一括で譲り受けるため今回の申請に至りました。

申請地には、柿・梅等の果樹が植栽されていますが、今後は、その管理と空いたスペースで自家消費用の野菜を作るとのことです。

11 月 6 日現地を確認したところ申請地内に農業用倉庫があったので、譲渡人に始末書を添付のうえ、農地転用届けを提出するよう指導。11 月 20 日付で現地所有者の譲渡人より届出が出ております。

3 条申請による調査を行ったところ、農機具等は今後購入する、また、農業用の倉庫もあるという事からなんら問題なく許可相当と思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5 番を許可することを決定します。

次に、6 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6 番 美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、915 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

それでは、追加説明をします。申請地は、美和総合支所から北に約 2.75 km 県道岩国佐伯線沿いに位置する農地で地目は田です。譲受人は経営規模の拡大をしたいと希望しているところでありまます。譲渡人は、高齢のため農地を維持することが困難となり手放すことを考え譲受人に相談したところ、農地を買い取っていただくという事で話がまとまりました。

11 月 24 日に事務局とともに調査項目と照らし合わせて現地調査をしたところ、いずれの項目も問題になる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することを決定します。

次に、7 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7 番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、446 m²です。申請人は記載のとおり。理

由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では、担当の上尾委員が欠席ですので、支所担当者田村主事が追加説明します。

田 村

上尾委員より追加説明文を預かっていますので代読いたします。

申請地は、美和総合支所から東に約5km、県道大竹美和線沿いに位置する農地で地目は田です。譲受人は、経営規模の拡大をしたいと希望しているところであり、譲渡人は、高齢となり耕作を行うことが困難となったので、農地を手放そうと考えていたところ、譲受人に相談し話がまとまったとのことです。

11月24日に事務局と共に調査項目と照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、318㎡ほか3筆で、合計3,966㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では、担当の上尾委員が欠席ですので、支所担当者 田村主事が追加説明します。

田 村

上尾委員より追加説明文を預かっていますので代読いたします。

申請地は、美和総合支所から東に約5km県道大竹美和線沿いに位置する農地です。地目は田です。譲受人は経営規模の拡大を希望しているところであり、譲渡人は遠方に住んでおり、今後、農地を適正に維持することが困難になると考え譲受人に相談したところ話がまとまったとのことです。

11月24日に事務局と共に調査項目と照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

続いて、「議案第50号 農地法第5条の規定による事業計画の変更の承

認について」を上程します。

なお、1番につきましては、10番委員が、行政書士として申請者の代理人となっておりますので、10番委員は、一旦、議場から退出してください。それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：畑、現況：荒廃。面積は、332㎡です。申請人は記載のとおり。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

変更の区分は、平成21年4月28日付山口県による5条許可の「事業の継承・目的の変更・計画の所要面積の変更及び工事期間の延長」を行うものです。事業計画の変更の許可後、令和6年9月30日までに、一体利用地3筆を含めた計画所要面積1,781.87㎡内に、別荘・プール・パーゴラを建築・設置するものです。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは、補足説明をいたします。申請地は、由宇総合支所より南へ約4.6kmの場所に位置する農振地域内農用地区域外の第2種農地です。平成21年4月、山口県知事から自己用住宅への転用許可を受けたものの、変更前の事業実施者は居住予定であった世帯員の減少等の理由から事業が未着手となっていました。一方、変更後の新たな事業実施者は、現在、県外に在住していますが、実家が岩国にあり由宇地域で別荘を整備したいと考え適地を探していたところ、譲渡人との協議がまとまったため事業計画の変更申請を申し出たものです。

当初の転用予定地に加え、周辺の宅地や原野を一体利用地として購入し、プール付きの別荘を整備しようとするものです。

11月21日事務局支所担当者と共に調査を行いました。事業計画書等を確認いたしましたが、周辺農地への影響もなく事業計画の変更承認は適当と思われる。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を承認することとして、県の許可案件ですので、山口県知事に進達することを決定します。

それでは、10番委員は、入場してください。

それでは、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、92㎡ほか、1筆で、合計1,084㎡です。申請人は記載のとおり。農地区分

は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地。

変更の区分は、令和4年4月21日付「指令令4岩農委許第5号の19」による5条許可の「計画の所要面積の変更及び工事期間の延長」を行うものです。

計画所要面積の変更内容は、当初の内容の申請地2筆と一体利用土地の合計2,777㎡を議案第51号の11の申請地2筆及び一体利用地を含め、5,628.59㎡に変更し、工事期間の延長は、事業計画の変更許可後、2年以内に変更するものです。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

申請地は、周東総合支所から西へ約600mに位置します。令和4年3月16日に開催された第3回総会の議案第10号の7で上程され令和4年4月21日に許可された案件であります。

1,084㎡に酒造会社の倉庫を建設するように計画しておりましたが、新たに隣接する休耕地となっている圃場を譲り受け合わせて米倉庫と付随するトラックヤード等の建設のため面積・工事期間の変更をしたいとの申し出があったものです。

11月22日支所担当者と調査しましたが、問題はないかと思われま。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとします。

続いて、「議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：宅地、現況：畑。面積は、385.96㎡のうち、278.44㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、農産物販売所及び駐車場の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

現地は、南河内支所より南に約1.8kmのところにあります。譲渡人は、自宅から離れた場所にあり、高齢で耕作が困難になり後継者もなく売買に応じられました。譲受人はこの場所に農産物の販売所と来客のための駐車場を設

けることを計画され、この度合意にいたしました。

譲受人は、現在、西洋蜜蜂 16 箱を所有されており、蜂蜜の販売を考えておられます。店舗の方は、プレハブスーパーハウス一棟、面積 10 m²、駐車場 8 台を考えておられます。蜜蜂の作業所も購入予定で提出資料に不備はありません。

11 月 28 日に事務局と現地調査に行きました。5 条申請は許可相当と思われるのでご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、2 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2 番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、849 m²ほか、2 筆で、合計 4,440 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、特定建築条件付売買予定地及び資材置場の設置です。農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

申請地は、由宇総合支所より北西に 500m の場所に位置する。農振地域内・農用区域外の第 2 種農地です。譲渡人は、高齢等の理由からいずれも農業は行っておらず、当該申請地を持て余していたところ、譲受人より転用の申し出を受け売却することとしたものです。

譲受人は、建築業や不動産業等を営んでおりますが、一か所で纏まった広さの資材置場を確保したいと考えていたところ、由宇地域内で本社に近く使い勝手の良い当該申請地を資材置場として整備することを計画しました。また、申請地周辺は、居住環境に恵まれ住宅の需要が見込まれるため、隣接地に 8 区画の宅地造成を計画したものです。特定建築条件付売買予定地として、転用申請を申出たところです。

11 月 21 日事務局支所担当者と調査項目に従い調査を行いました。事業計画書等の確認をいたしましたが、周辺農地への影響もなく 5 条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2 番を許可することとして、3,000 m²を超える案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

それでは、3 番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、138 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置き場の設置です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

申請地は、由宇総合支所より南へ約900mの場所に位置する農振地域外の第3種農地です。譲受人は、土木建築業を営んでいますが、以前から資材置場の確保に苦慮をしておりました。一方、譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり農作業の受委託先も見つからないことから譲受人からの所有権移転の申し出に応じることとしたものです。

11月21日に支所担当者と共に現地調査を行いました。事業計画書等も確認をいたしましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番、5番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,174 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

5番 玖珂地区

権利の種類は、許可後令和7年12月7日までに現状回復する一時的な利用の使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、368 m²のうち、36.80 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備設置に伴う進入路の設置です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、

被害防除計画書も添付されております。では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは、4番の方から説明します。申請地は、玖珂支所奏より南南西530mのところに位置しています。譲受人は、化石燃料に替わる地球環境にやさしくより安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して、売電による収益を上げたいということです。譲渡人は、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況となったために譲受人の希望に賛同し売り渡すことにしたというものです。

5番については、今回の太陽光発電施設への資器材の搬入路として使用するために一部を一時転用するというものです。

11月22日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4・5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、825㎡ほか1筆で、合計1,375㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

当地は、玖珂支所奏より東に約996mのところにあります。譲受人は、化石燃料より地球環境にやさしくより安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電を設置し、売電より収益を上げたい。また、譲渡人は、当該地区農地としての維持管理が困難なため譲受人の希望どおり太陽光発電設備に同意し売り渡すことにされました。周辺への悪影響を及ぼさないことに留意し、万一問題が発生した場合は自己の責任において対応するとのことです。

11月20日に市職員と現地調査に行きました。何も問題はありません。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事務局

7番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、1,229 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第1番

当該地は、玖珂支所奏より東に約1kmのところにあります。譲渡人は、申請地を農地として維持管理が困難なため、売却を決意されました。譲受人は、この場所に自然エネルギーの太陽光発電を設置し発電により収益を上げたいとのことで合意に至りました。周辺に悪影響を及ぼさないよう十分留意し、問題等が発生した場合は自己の責任において対応するとのことです。

11月20日に市職員と現地調査に行き、何ら問題ありませんでした。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、8番、9番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について事務局より、議案説明してください。

事務局

8番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,280 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

9番 玖珂地区

権利の種類は、許可後令和7年12月7日までに現状回復する一時的な利用の使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台

帳、現況とも、田。面積は、1,798 m²のうち、36.80 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備設置に伴う進入路の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の小林委員さん、追加説明をお願いします。

第 1 番

この案件は、玖珂支所奏より東に約 1.1 kmのところにあります。譲受人は、安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電を設置し、売電による収益を上げたいとのこと。また、譲渡人は、申請地を農地として維持管理が困難なため譲受人に希望通り売り渡すことにしました。提出物に何ら問題はないと思います。次に、XXXXXXXXXX、1,798 m²の内の 36.80 の所ですが、これは先ほどのところの進入路としての設置です。そして一時的なもので、パネル施工時のみ通行とし、作業が終われば原状復帰するとのこと。私は、2件とも許可相当と思いますのでよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8・9番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、10番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

10番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,395 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

申請地は、周東祖生出張所より南西に約 2.7 km、県道玖珂柳井線、祖生の四割地区にあります。譲渡人は、高齢でもあり、申請地を農地として管理することができなくなったため譲受人の希望する太陽光発電設備を設置する業者に売却をすることにしました。譲受人は、先ほどから出でいる太陽光発電事業を展開しており売電による利益を得るため、譲り受けることとしたということです。周辺は耕作放棄地が多く、すでに太陽光発電設備を設置している圃場が多くあります。申請地は、整地をするぐらいで建築物の建設もなく、雨水は自然流下で農業用排水路に流します。汚水は発生しません。周辺農地への影響もありませんし、関係書類も提出済です。

11月17日支所担当者と調査を行いました。特に問題ないと思われ、許可相当と思われしますのでご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、11番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

11番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、2,040 m²ほか、1筆で、合計2,791 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、倉庫の設置です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

申請値は、周東総合支所から西へ約600mに位置する国道筋にあります。譲受人は、コメ倉庫を当初計画していた場所の隣接の所有者の同意が得られたことから計画変更し、併せてコメ倉庫と付随するトラックヤードを建設するものです。譲渡人の一人は市街に居住していますが、共に高齢で長期間休耕し、耕作管理もできないことから譲渡することとしたものです。

11月22日支所担当者と調査項目に従い調査しました。建設後の雨水は溜めますから農業用排水路以外の水路へ、汚水は公共下水道へとなっています。周辺農地への影響もなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、11番を許可することとして、3,000 m²を超える案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

それでは、12番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

12番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、768 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

申請地は、周東総合支所から南に約2kmに位置します。譲渡人は、地域外に居住し、申請地は現在まで数年休耕されており、譲受人から太陽光発電の要望があり譲り渡しを受入れたものです。譲受人は、県内200か所強の発電を運営している法人です。

11月22日支所担当者と調査項目に従い調査が、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、12番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、13番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

13番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、527㎡ほか、1筆で、合計1,047㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

申請地は、12で説明したすぐ南の圃場です。譲受人は、先ほどの法人です。譲渡人は、市外に居住しており申請地は近年休耕されておりこれからの維持管理も難しいことから売却することとしました。

11月22日支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

第 3 番

メガソーラーになるのは50kwを超えたあたりにだと思ふのですが、このように隣接している場合は、本当に個別の50kw以下で認められるものなのしょうか。メガソーラーの逃げだということをお耳にしますけどそういう懸念があります。次の段階の許可については非常に気になるところです。場所が離れておればそれなりに言い訳つくかと思ふのですが、これは明らかに一体設備に利するものですから、50kw以上と言うことが言えるのでないかと思ひますので。

第 2 番

説明不足ですが、 が先ほどの分、畑としては離れています。すぐ隣接しているとの説明が誤りでした。大変申し訳ないです。

議 長

このような案件につきましては、県内でも多々出ています。会社が違うところで合わせて49.5kw、50kw未満の発電施設を作っている案件は多々あります。ただそれ全部許可されています。同じようなところで49.5kwに区分してやっている所もあります。

第 17 番

今、太陽光はあちこち立ちよるじゃないですか。隣接したのも結構ある。全部50以下で繋がっている。それでもOK?

議 長

OKです。

そのほかにご意見等ございませんか。

異議がありませんので、13番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、14番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

14番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、815㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の片山委員さん、追加説明をお願いします。

第 2 番

申請地は、周東総合支所から南に約1.9kmに位置します。先ほどの51-12・13から北へ約150mに位置します。譲受人は、先ほどの法人です。譲渡人は、申請地を相続し耕作していましたが、譲受人からの要望もあり、本人としても不整形地で作業効率も悪いことから譲り渡すこととしたものです。

11月22日支所担当者と調査項目に従い調査しました。許可相当と思われるので、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、14番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、15番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

15番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地

目は、台帳、現況とも田。面積は、796 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の清弘委員さん、追加説明をお願いします。

第 17 番

申請地は、周東総合支所より西に1.7 kmに位置する2種農地です。譲渡人は、後継者もなく親類・知人など他の耕作希望者もないことから、現在は休耕していることです。そのことから、農地として維持管理をすることが困難な状況となったため、譲受人の希望通り太陽光発電を設置することに賛同し売り渡すことにいたしました。譲受人は、現在、多く利用されている化石燃料に代わる地球環境にやさしくより安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して売電による収益をあげたいとのことです。計画面積は、796 m²太陽光パネル126枚設置システム容量69.3kwです。施設の外周にフェンス設置等をするとのことです。周辺の休耕化も進んでいる状況から付近への営農への影響は軽微であると考えられます。当該事業にあたり近隣とのトラブルが発生した場合は、誠意をもって対応するとのことです。

11月22日支所担当者と現地を調査しました。何ら問題ないと思っておりますのでご審議をよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、15番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、16番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

16番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑及び田。面積は、22 m²ほか、1筆で、合計1,298 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の清弘委員さん、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は、周東総合支所から西へ約1.7 kmに位置する2種農地です。譲渡人は、当該申請地を農地として維持管理することが困難となったため、譲受人の希望どおり太陽光発電設備とすることに賛同し売り渡すことにいたしました。譲受人は、現在、多く利用されている化石燃料に代わる地球環境に

やさしくより安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して売電による収益をあげたいとのことです。利用計画では、面積 1298 m²太陽光パネル 168 枚設置システム容量 92.4kw です。施設の外周にフェンス設置するとのことです。周辺に悪影響をおよぼさないよう十分留意し、万一問題等が発生した場合は、自己の責任において対応するそうです。

11月22日支所担当者と現地を調査しました。何ら問題ないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、16番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、17番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

17番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、2,129 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は、周東総合支所から西へ約 1.6 kmに位置する2種農地です。譲渡人は、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況となったため、譲受人の希望どおり太陽光発電設備とすることに賛同し売り渡すことにいたしました。譲受人は、現在多く利用されている化石燃料に代わる地球環境にやさしくより安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して売電による収益をあげたいとのことです。周辺に悪影響をおよぼさないよう十分留意し、万一問題等が発生した場合は、自己の責任において対応するそうです。計画面積は、面積 2129 m²ですが、南側に擁壁と倉庫が建っており陰になるため、パネル設置ができない部分があり、そのスペースはメンテナンススペースとして活用する予定です。太陽光パネル 176 枚設置システム容量 96.8kw です。外周にフェンス設置。当該外周の半分程度が雑種地に接続しており周辺の休耕化も進んでいる状況から付近農地への影響は軽微であると考えられます。

11月22日支所担当者と調査項目に従って現地を調査しました。何ら問題ないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

第 3 番

議案 51-15 が 796 m²、同じ出力を出すにあたった、51-17 は 2,129 m²で約

三倍であることは、3倍分の空地の無駄が出ているものと思うのです。建蔽率がどれくらいか計算すればわかるのですが、空地が多くなってきていて、この一連の申請について中の防草対策をどうするか報告が全くなされていないので気になるのですが、あまりにも広い場所に49.5kwという設備をして建蔽率を下げるということはどうかという気がします。空地の整備をどうするのか？建蔽率に対して何らかの規制があるのかどうかについてご説明いただけたらと思います。

事務局次長

太陽光発電施設における建蔽率の明確な数字の規定はないのですが、17号の案件は不適面積があるので22%はあります。確かに気持ちとしては何とかならないかとは思いますが、数字だけの問題で不許可にするまでの根拠はない。だから善処してもらおうよう業者に話すしかないのですが、農業委員会としては拒否権はないのが偽らざるところです。

第 3 番

岩国市農業委員会の規定として22%とかの規定はあるのですか？なければ今後方針について検討をしないのですか？

事務局次長

法的に強制力がないということになるので、法的裏付けがない規則を作るとは難しいので、受付時に業者さんに善処をお願いするしか対応のしようがないです。

第 3 番

賃借であれば空地で野菜を作ったりできます。ただ、所有権の移転ですから農家の方は何も管理できない。空地が荒れてきたときのこととも考えていく必要があると思います。

事務局次長

充分配慮して受付するとき各担当の者がよく話をさせてもらうことになるかと思えます。申請の段階で防草の管理は窓口でできる限りをお願いをしていきます。

議 長

建蔽率につきましては、県内では防府の農業委員会で規定ではありませんが、委員の中の下承ということで22%以下の案件については、受付を拒もうということで聞いています。農業会議事務局サイドでの対応につきましては、聞いていませんで、防府農業委員会に岩国市から問い合わせてもらえたらと思います。

空地の管理につきましては、被害防除計画書に年に2回は草刈りを行うと記載されています。今回、太陽光が12件同一業者からでておりますけど、各担当委員におかれましては、今後、建設後の監視・目配りをしていただければとおもっています。

それでは、その他にご質問等はございませんか。

異議がありませんので、17番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。
報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：畑、現況：休耕。面積は、503 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告事項に移りましたが、先ほどの3条の議案第49号の2について修正意見があるということなのでそちらのほうに移らせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので議案49条の2について説明をお願いします。

第17番

先ほどの■■■■、倉庫が建っているのですが、譲渡人が全部のけて整地して譲受人へお渡しすることを約束されております。

議長

この件につきましては、先ほど次回ということになりましたけど、倉庫が建っているのは無断転用になると思いますので、始末書の添付をお願いしてその後に許可ということにさせていただきたいと思います。

以上ということで、議案49号2について他にご意見等ございませんか。

(異議なし)

では、■■■■につきましては、許可することとします。

それでは、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、256 m²のうち、141 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、農業用倉庫の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

ほか1件、合計2件の届出がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、賃借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目

は、台帳：畑、現況：休耕。面積は、340 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、資材置き場です。農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 報告第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 周東地区
権利の種類は、平成18年5月2日付の「指令農業経営第5号の8の1」による使用貸借権の取り消しです。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,148 m²の内、331 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

以上1件の通知がありました。

議長 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 美和地区
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、2,601 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、双方合意です。

以上1件の通知がありました。

議長 報告第6号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局 1番 周東地区
報告年月日は、令和5年11月6日 法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、6月1日から5月31日 法人形態は株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか2件、合計3件の提出がありました。

議長 報告第7号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局 ・令和6年度 農業委員会総会の開催予定日について

- ・営農型太陽光発電施設の設置について
- ・意向調査について

第 2 番

太陽光発電の工事で通行に支障がでているので受付時によく注意喚起して欲しい。

議 長

次回定例総会は、1月16日(火)午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しています。

なお、本日の耕作放棄地調査は実施せず、この後、市役所本庁5階53会議室で農林水産省中国四国農政局山口県拠点東部地区担当者と女性委員との意見交換会を行いますので、女性委員の皆様はそちらに出席してください。よろしくお願ひします。

これで総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和6年1月16日 火曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午後14時20分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長

梅川仁樹

署名委員

黒崎 友美

署名委員

塚田由美子